



2021年5月17日

各 位

三菱HCキャピタル株式会社  
代表取締役 社長執行役員 柳井 隆博  
(コード番号:8593)  
(上場取引所:東・名)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月25日開催予定の第50期定時株主総会に付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、以下の理由から、定款を一部変更いたします。

- ① 当社は、監査等委員会設置会社として、業務執行に係る迅速かつ果敢な意思決定を図るとともに、その実行を効率的に進めるため、執行役員制度を導入しております。定款において執行役員の位置付けを明確化し、業務執行体制の一層の機動的・効率的な運営を図ります。
- ② 取締役会の招集権者および議長を取締役会決議をもって定めることとし、取締役会の機動的な運営を可能とします。
- ③ 上記に伴い、関連する規定の修正、条数の変更を行います。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 :2021年6月25日(予定)  
定款変更の効力発生日 :2021年6月25日(予定)

以 上

## 定款変更案

(下線は変更を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第13条（省略）</p> <p>第14条 株主総会の招集権者および議長 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2.<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条～第18条（省略）</p> <p>第4章 <u>取締役および取締役会</u></p> <p>第19条～第22条（省略）</p> <p>第23条 <u>代表取締役および役付取締役</u> 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2.代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3.<u>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、その他の役付取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>第24条 取締役会の招集権者および議長 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長を置く場合は取締役会長、その他の場合は取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2.<u>取締役会長に事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第25条～第33条（省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条～第13条（現行通り）</p> <p>第14条 株主総会の招集権者および議長 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2.<u>当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条～第18条（現行通り）</p> <p>第4章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u></p> <p>第19条～第22条（現行通り）</p> <p>第23条 代表取締役 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2.代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>第24条 取締役会の招集権者および議長 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2.<u>当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第25条～第33条（現行通り）</p> <p>第34条 <u>執行役員</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第34条～第46条 (省略)</p> <p>附 則 第1条 (省略)</p>	<p><u>第35条 社長および役付執行役員等</u>  <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員でない</u>  <u>取締役または執行役員の中から社長1名を定める。</u>  <u>2.取締役会は、その決議によって、監査等委員でな</u>  <u>い取締役または執行役員の中から、会長その他役</u>  <u>付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第36条～第48条 (現行通り)</p> <p>附 則 第1条 (現行通り)</p>

■本件に関するお問い合わせ先

三菱HCキャピタル株式会社  
コーポレートコミュニケーション部  
〒100-6525 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号  
TEL 03-6865-3002 (直通)

以 上